

第5回 壬生町ファミリー体育祭開催！



主 な 内 容

- 第1回壬生町安全・安心
まちづくり大会4~5
- パブリック・コメント募集6~7
- パソコン・家電4品目の処理について ...8~9
- 農業委員会だより12~14
- ねんきん月間16~18

10月7日、壬生町総合公園陸上競技場において「第5回壬生町ファミリー体育祭」が開催されました。体育祭には57チーム、約4,000人が参加し、さまざまな競技で汗を流しました。

(関連記事2～3頁)

から地域の輪へ!! ファミリー体育祭



高橋和久さん、高橋咲希さん
染谷真菜さんによる選手宣誓



親子の息が重要
「お父さんと一緒」
「お母さんがんばって」



「タイヤころがしリレー」



抜きつ抜かれつの好レース「メドレーリレー」



応援にも力が入る「綱引き」

10月7日、壬生町総合公園陸上競技場において「第5回壬生町ファミリー体育祭」が開催されました。

ファミリー体育祭は3年に一度開催されるもので、今回は57チーム、約4000人の方が参加をしました。

開会式では、スポーツ振興功労者の表彰が行われ、続いて、清水町長から「自治会の交流の場としても楽しい一日にして欲しい」というあいさつがありました。選手宣誓では、選手代表として、車塚チームの高橋和之さんと娘の咲希さん、染谷真菜さんの3人が宣誓を行いました。

競技は、午前中には親子で参加の「お父さんといっしょ」「お母さんがんばって」、小学生と男女が参加の「タイヤころがしリレー」、二人三脚・百足競争などでタスキを繋ぐ「メドレーリレー」、「綱引き」が行われました。昼食の時間中にはアトラクションの青藍泰斗高校^{せいらんたいとう}によるマーチングバンドがあり、選手や応援の方々を楽しませました。午後に入り、「紅白玉入れ」、自治会長・来賓による「私はいくつでしよう」、男女4人でバトンリレーをする「混合リレー」、最後に自由参加の「〇×クイズみぶオネア」が行われました。

各競技で熱戦が繰り広げられ、優勝が上表町チーム、準優勝が六美町南部チーム、第3位が至宝町南チームという結果となりました。



スポーツの協力 第5回壬生町



優勝 上表町チーム



準優勝
六美町南部チーム



第3位
至宝町南チーム

順位	チーム名	得点
優勝	上表町チーム	62点
準優勝	六美町南部チーム	60点
第3位	至宝町南チーム	58点
第4位	前宿坪チーム	53点
第5位	田向稻荷内チーム	52点
第6位	助谷チーム	50点
第7位	万町チーム	49点
第8位	六美町北部チーム(入賞数により順位決定)	48点
第9位	下表町チーム(入賞数により順位決定)	48点
第10位	旭町チーム	47点

総
合
成
績



アトラクション「マーチングバンド」



体力の次は知識を競う
「〇×クイズみぶオネア」



自治会長さんが出場
「私はいくつでしょう」



力の限り全力疾走「混合リレー」



コントロールが大切「紅白玉入れ」

第1回 壬生町安全・安心まちづくり 町民大会開催

全国地域安全運動期間中の10月14日、壬生町、壬生町交通安全協会（坂田佐一郎会長）、壬生町防犯組合連絡協議会（鶴田卓哉代表）主催による、「第1回壬生町安全・安心まちづくり町民大会」が壬生中央公民館で開催されました。

8月末において、県内の交通事故死者数は、全国における人口当りで全国11位と悪い状態です。壬生町においては人身事故129件、負傷者162人、死者数1人と昨年とくらべ減少していますが、依然として高齢者の割合が非常に高く、シートベルト・チャイルドシート未着用や飲酒運転による事故も後を絶ちません。



交通安全功労者表彰

また今年度上半期における県内の犯罪件数は14,534件と、昨年度にくらべ減少していますが、壬生町では空き巣が昨年の26件とくらべ今年度上半期件数が57件と増加し、県内の人口当りでワースト1位と悪い状態です。

このような中、この大会は、昨年までの「壬生町交通安全町民大会」と「防犯講演会」をひとつにしたもので、この大会を契機に安全で安心な地域社会づくりの意識を高め、犯罪や交通事故の抑止に努めるとともに、町民一人ひとりが人命尊重を理念とすることで、明るく住みよい豊かな町づくりを推進することを開催趣旨としたものです。

前半の式典では、主催者を代表して清水英世町長がいさつし、続いて交通安全功労者や、交通・防犯ポスター及び作文入選者の表彰が行われました。作文の最優秀受賞者を代表して南大飼中1年の篠原瑠里さんが作文の朗読をしました。また、日頃お世話になっている警察官、交通指導員へ児童から花束が贈られました。

後半の講演会では、片山栄喜栃木県県民生活部くらし安全安

心課主幹から、「危機管理による安全・安心対策」と題して、自身の経験から得られた話がありました。「安全で安心なまちづくり」を実現するため、有意義な講演会となりました。



第2部 講演会



交通安全功労者表彰・感謝状 （敬称略）

◎交通安全功労者表彰

伏木 良平
阿久津和子
佐藤 京子

◎感謝状

防犯組合役員退任者

荒川 誠一
横尾 貞一

交通指導員退職者

藤澤 操
交通指導員勤続7年
柏崎美代子

交通安全ポスター入選者 （敬称略）

最優秀賞

小林 一葉（壬生東小1年）
吉川 魁人（壬生北小2年）
南雲 瑞希（睦小3年）
武藤 早紀（壬生東小4年）
織田 真菜（壬生北小5年）
谷黒 杏花（壬生東小6年）
谷黒 瑞希（壬生中1年）
毛塚 智晶（壬生中2年）
島田 花純（壬生中3年）

優秀賞

石川 瑛乃 (藤井小1年)

梁島 光起 (稲葉小1年)

大塚美乃里 (壬生小2年)

糸川 茅穂 (壬生東小2年)

大川 優希 (壬生小3年)

川島 颯士 (壬生東小3年)

森田有加里 (壬生北小4年)

平澤 加菜 (壬生北小4年)

高村 友佳 (稲葉小5年)

齋藤 紗希 (安塚小5年)

赤羽根智生 (壬生東小6年)

大越 朱莉 (睦小6年)

倉井 愛 (壬生中1年)

坂元 彩 (南犬飼中1年)

関口 愛 (壬生中2年)

高松 祥子 (南犬飼中2年)

神永 大輝 (壬生中3年)

三浦 舞 (壬生中3年)

防犯ポスター・マップ入選者

(敬称略)

最優秀賞

中元 菜月 (睦小6年)

優秀賞

中村 蓮 (稲葉小4年)

細野 栞 (壬生北小4年)

鈴木 達大 (藤井小5年)

風間比奈子 (壬生東小5年)

大橋 正幸 (壬生小6年)



作文を朗読する篠原瑠里さん

交通安全作文入選者

(敬称略)

鈴木せいあ (壬生小6年)

神永 朋佳 (稲葉小6年)

最優秀賞

森田 実希 (壬生北小2年)

石川 竜也 (稲葉小5年)

篠原 瑠里 (南犬飼中1年)

優秀賞

糸川 美菜 (壬生小1年)

川田 和希 (安塚小3年)

藤江 麻衣 (壬生東小6年)

亀田 理沙 (壬生北小6年)

塩谷 紀和 (壬生中3年)

石島香奈子 (南犬飼中1年)



警察官・交通指導員の方々に花束贈呈

秋の交通安全運動

街頭広報等実施

9月21日から30日の10日間、秋の交通安全運動が行われました。

町内各所で街頭広報・立哨指導活動が行われ、シートベルト・チャイルドシート着用、踏切での一時停止、飲酒運転追放などを呼びかけました。

また、高齢者交通安全のつどいでは、今回の運動テーマの一つである、高齢者の交通事故防止を呼びかけました。

そのほか、放置自転車防止の活動や各小学校の運動会において、交通安全パレードが行われました。



高齢者交通安全のつどい



街頭広報を実施

●パブリック・コメント募集のお知らせ●

1 目的

壬生町では、壬生町地域防災計画（風水害等対策編・震災対策編）について、水害、地震、大規模事故等を踏まえ、見直しを行っています。

つきましては、このほど案がまとまりましたので、町民の皆様からのご意見を募集いたします。

2 計画素案の公表方法（下記の場所でご覧いただけます）

- 町役場総務部総務課消防交通係
- 公民館（壬生中央公民館・稲葉地区公民館・南犬飼地区公民館）
- 生涯学習館
- 町ホームページ

3 募集期間

11月22日（木）～12月21日（金）

4 意見の提出方法

パブリックコメント記入用紙（ホームページ及び上記、公表施設に設置）により、次のいずれかの方法で提出してください。

- 総務部総務課消防交通係（役場2階）へ郵送又は持参（土日、祝日を除く）
- ファクシミリ又は電子メールによる送信（電話での受付は致しません）

5 意見を提出できる方

- 町内に住所を有する方
- 町内に通勤・通学する方
- 町内に事務所又は事業所を有する方
- 町税の納税義務者等

6 意見の取扱い

提出されたご意見の概要と、検討結果については、町広報紙及び町ホームページ上に公開するとともに、総務部総務課消防交通係で閲覧できます。

注1 ご意見をいただいた方の氏名等の公表及びご意見に対する個別の回答はいたしません。

注2 内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

7 問合せ及び意見提出先

〒321-0292 壬生町通町12-22

総務部 総務課 消防交通係

☎ 81-1808

FAX 82-8262

E-mail soumu@town.mibu.tochigi.jp

壬生町地域防災計画の概要

風水害等対策編及び震災対策編（案）

計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第42条及び壬生町防災会議条例（昭和44年壬生町条例第25号）第2条の規定に基づき、壬生町の地域にかかわる災害対策に関し、町、その他地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、もって防災活動の効果的な実施を図ることを目的とする。

計画の性格

この計画は、防災関係機関等の防災対策の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途関係機関が定める。

計画の構成

- ・第1編、総則では、計画策定の要旨、計画全般を通しての各機関の役割・責務、防災行政の基本方針等を記載しています。
- ・第2編、風水害等対策編では、第1章：風水害予防計画、第2章：風水害応急対策計画、第3章：風水害復旧・復興計画、第4章：火災・事故災害対策計画の4つの柱の中で、防災知識の普及から農業、情報通信、消防・救急救助、避難、医療、輸送、拠点施設、文教等、各分野、機関での整備、活動及び対策に関する事項を定めています。
- ・第3編、震災対策編では、風水害や火災等とは発生要因が異なるものの施策としては体系的、内容的にみておおむね同様であるが、第1章：震災予防計画、第2章：震災応急対策計画、第3章：震災復旧・復興計画の3つの柱の中で、第2編の内容の他、まちづくり、建築物耐震関連、消防・救急救助、活動体制、東海地震関連、各分野、機関での整備、活動及び対策に関する事項を定めています。

家庭で不要になったパソコンは メーカーに直接回収を申し込みましょう

家庭での使用済パソコンを有益な資源として、再利用するために、平成15年10月1日から「資源有効利用促進法」にもとづいた“PCリサイクル”が実施されております。

この“PCリサイクル”により、鉄・銅・アルミ・プラスチックはもちろん、金・銀・コバルトのような希少金属まで、資源として再利用できます。この“PCリサイクル”は消費者の皆様とメーカー等が協力して次のように実施しています。

● “PCリサイクル”の対象となる機器は、下記の通りです。

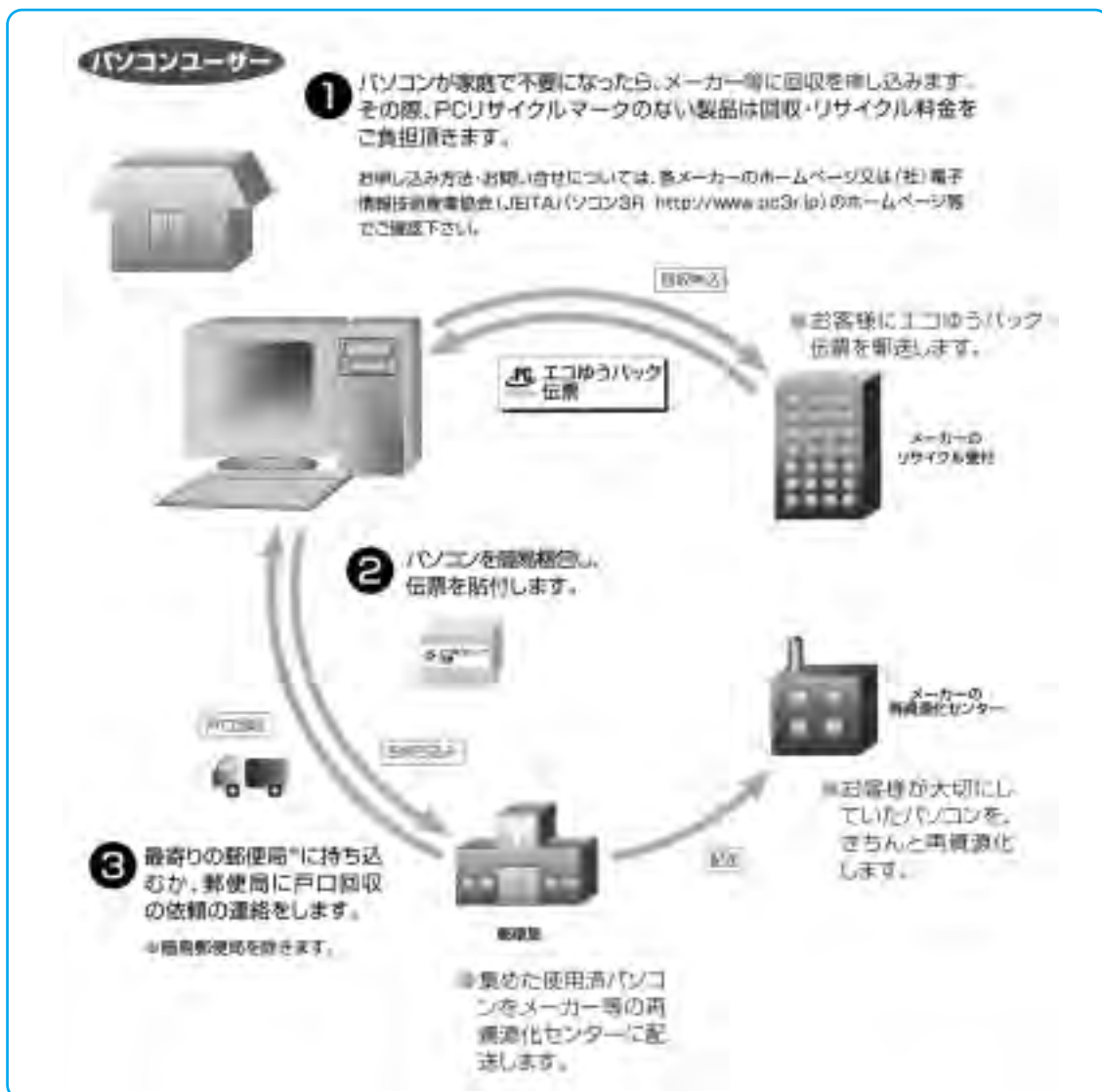
- ① デスクトップパソコン
- ② ノートパソコン
- ③ CRTディスプレイ（一体型パソコン含む）
- ④ 液晶ディスプレイ（一体型パソコン含む）
- ※1 ご購入時の標準添付品（マウス、キーボード、ケーブル等）も一緒に回収します。
- ※2 マニュアル、FD・CD-ROM等の記憶媒体、プリンタ等の周辺機器、ワープロ専用機、PDA（携帯情報端末）は対象となりません。

● 左記の機器が不要になりましたら、下記のような手順でリサイクルを実施いたします。

- ① パソコンのメーカーに直接回収を申し込みます。
※ “PCリサイクル”開始前に購入したものは、回収再資源化料金がかかります。
- ② パソコンを簡易梱包し、メーカーから送付されてくる“エコゆうパック伝票”を貼付します。
- ③ 最寄りの郵便局に持ち込むか、郵便局に戸口集荷を依頼します。
- ④ 集められた使用済パソコンは再資源化センターに配送され、再資源化されます。

なお、回収するメーカーがない場合や、メーカーが明らかでない場合は、「有限責任中間法人 パソコン3R推進センター」が、有償で回収・再資源化します。

◎ 問合せ先 ・ パソコンメーカー各社
・ パソコン3R推進センター
☎ 03-5282-7685
URL <http://www.pc3r.jp/uketsuke.html>

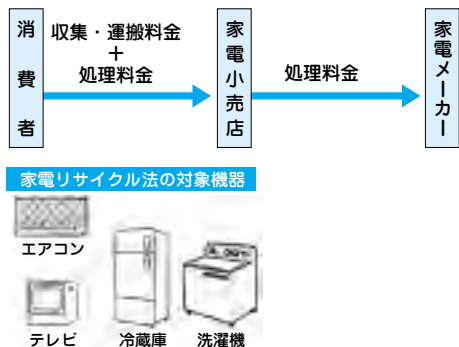


家電4品目の廃棄は (テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)

小売店や一般廃棄物処理業許可業者に依頼しましょう！

1) 対象機器を買換える場合や購入した小売店がわかっている場合

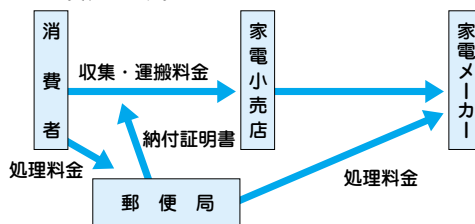
小売店に引取ってもらいます。その際に、処理料金（リサイクル料金）と収集・運搬料金を小売店に支払います。



2) 左記以外(買った小売店が不明、通信販売で購入など)

壬生町一般廃棄物処理業許可業者（許可業者）に収集・運搬を依頼します。

その際、事前に最寄りの郵便局で処理料金（リサイクル料金）を(財)家電製品協会家電リサイクルセンター（RKC）に振込み、納付証明書を家電製品に添付します。許可業者には、収集・運搬料金のみを支払います。



※許可業者につきましては、**下表**に掲載しています。

※**テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン**を廃棄する場合は

処理料金（リサイクル料金）

テレビ：2,850円 洗濯機：2,520円
冷蔵庫：4,830円 エアコン：3,675円
(消費税込)

＋ **収集運搬料金** が必要となります

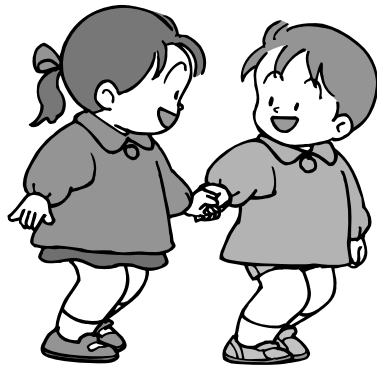
注1 テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンを**ごみステーション**には絶対に出さないでください。

注2 テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンは、**清掃センター**では取り扱いませんので、持ち込まないでください。

収集運搬業者壬生町一般廃棄物処理業許可業者一覧表 (家電4品目《テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機》)

No.	業者名	住所	電話番号	No.	業者名	住所	電話番号	No.	業者名	住所	電話番号
1	株式会社大商	栃木市惣社町2181	0282(27)8248	14	鈴運メンテック株式会社	宇都宮市鶴田町920-1	028(648)6241	27	有限会社ファーストコーポレーション	宇都宮市満美穴町25	028(667)5430
2	企業組合とちぎ労働福祉事業団	宇都宮市西川田7-1-2	028(645)5561	15	程塚商事株式会社	宇都宮市元今泉3-8-5	028(653)5282	28	トチホク株式会社	那須塩原市鍋掛1475-377	0287(63)1451
3	株式会社安住	壬生町大字壬生乙3550-1	0282(82)8566	16	いずみ産業株式会社	宇都宮市下平出町198-2	028(664)1115	29	株式会社関東産業廃棄物処理公社	栃木市旭町22-24	0282(25)3987
4	相良運輸株式会社	宇都宮市今宮4-5-36	028(684)2100	17	株式会社目黒商事	宇都宮市上野町6078-1	028(661)5827	30	有限会社岸興業	栃木市野中町1381-11	0282(23)5212
5	仲田総業株式会社	宇都宮市築瀬町2520-4	028(635)2151	18	有限会社関東実行センター	小山市花垣町1-12-10	0285(23)3026	31	有限会社春海丸	宇都宮市竹下町358-35	028(667)8403
6	有限会社大林環境サービス	下野市上古山8-5	0285(53)5584	19	宇都宮興産株式会社	宇都宮市陽南1-2-2	028(658)5291	32	有限会社協栄技研	日光市木和田島2083-11	0288(26)2648
7	有限会社マルショー	壬生町大字安塚1857-1	0282(86)5443	20	有限会社高久建工	壬生町大字羽生田1733	0282(82)9418	33	栃木清掃サービス株式会社	栃木市片柳町2-32-4	0282(25)1014
8	栃南産業株式会社	下野市下古山947	0285(53)5557	21	エイチエス株式会社	宇都宮市下荒針町3406-4	028(649)3663	34	有限会社ごみやさん	鹿沼市栄町3-34-9	0289(65)5221
9	有限会社日環	宇都宮市上御田町268-5	028(654)2334	22	株式会社石山商会	小山市城北3-2-12	0285(25)1543	35	株式会社真田ジャパン	那須塩原市井口198-1	0287(36)1148
10	有限会社秋和美装	宇都宮市御幸ヶ原町2-68	028(661)7490	23	有限会社静井商会	大平町西水代2534-1	0282(43)8788	36	有限会社坂本商事	栃木市薗部町4-5-27	0282(25)0058
11	有限会社ミサキ商事	壬生町大字藤井1842	0282(82)1776	24	野澤総業	宇都宮市下栗町1459-3	028(656)1523	37	三正運輸株式会社	小山市扶桑1-8-17	0282(82)4100
12	戸崎商店	壬生町大字藤井1734	0282(82)2542	25	有限会社セイゴウ	宇都宮市平出工業団地43-120	028(613)3860	38	さわやかクリーンサービス株式会社	さくら市上野159-2	028(681)6622
13	関口商事株式会社	栃木市泉町21-9	0282(27)7101	26	有限会社アタカサービス	宇都宮市石井町365-11	028(656)6250				

問い合わせ先 壬生町清掃センター ☎82-3424



児童養育家庭への 助成制度のご案内

平成19年度
児童手当所得制限限度額表

扶養家族等の 人数	児童手当 (国民年金加入者)	特例給付 (厚生年金等加入者)
	所得額 (円)	所得額 (円)
0人	4,600,000	5,320,000
1人	4,980,000	5,700,000
2人	5,360,000	6,080,000
3人	5,740,000	6,460,000
4人	6,120,000	6,840,000
5人	6,500,000	7,220,000

児童手当は、小学校修了までの児童を養育する方に支給されます。ただし、左の限度額表のように所得による制限があります。国民年金に加入されている方は、児童手当の限度額欄を、その他の年金に加入されている方は、特例給付の限度額欄を参考にしてください。

なお、限度額は、児童を養育する方の平成18年分の所得税法上の扶養人数の欄が基準になります。

第3子以降	第2子	第1子	
10,000円	10,000円	10,000円	3歳未満
	5,000円	5,000円	3歳以上

児童手当

あなたの限度額を確認する場合、一般的に平成18年分の所得額から一律8万円を控除した額が、左の表の所得額となりますのでご参考にしてください。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、養育家庭への支援として、児童手当、遺児手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の制度があります。

該当する方は、町民生部健康福祉課で、随時受け付けていますので、申請してください。

(受付は、土、日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時30分まで)

※3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5,000円となります。

支給月

6月、10月、2月

遺児手当

遺児手当は、父母の一方または両親が死亡した児童(義務教育修了前)を養育する方に支給します。ただし、町民税の所得割を課せられない場合だけに受けられます。

手当月額

児童1人あたり 3,000円

支給月

6月、9月、12月、3月

児童扶養手当

児童扶養手当は、父親がいないか、あるいは父親に重度の障がいがある家庭などの児童を養育している方に支給されます。

支給対象児童の年齢は18歳到達の年度末までです。

所得によって、一部支給停止、または全額支給停止の場合があります。

手当月額(全額支給)

児童1人 41,720円

児童2人 46,720円

児童3人以上 3,000円加算

支給月

4月、8月、12月

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神障がい、知的障がいまたは身体障がい(1級・2級)のある児童(20歳未満)を養育する方に支給されます。

ただし、一定の所得額以下の場合に限られます。

手当月額(1人あたり)

1級該当 50,750円

2級該当 33,800円

支給月

4月、8月、11月

問合せ先

各種手当の請求方法や対象児童、所得制限など、詳しくは、町民生部健康福祉課児童福祉係(☎81-18331)へお問い合わせください。



高齢者福祉サービス事業のご案内

町では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方に対して、介護予防・生活支援等の各種事業を提供しています。概要は次のとおりです。

■生活支援ホームヘルプ事業

介護保険が適用にならないひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の方で、日常生活を営むうえで介助が必要な方にホームヘルパーを派遣し在宅生活が送れるように援助します。

*サービスの内容

調理・洗濯・掃除・買い物等の家事援助。関係機関への連絡・相談・助言・外出時の付添等。
・利用回数週2回程度

■軽度生活援助事業

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の方が、日常生活を営む上で不便な、家の周りの手入れや除草等をシルバー人材センターに委託し、その費用の一部を町が援助します。

*サービスの内容

・家の周りの手入れ・庭の周りの除草・庭木の剪定、軽微な修繕等その他必要と認めるものの援助。
・利用回数週2回程度
・1回3時間程度

■安否確認及び緊急通報システム等貸与事業

緊急事態に機敏に行動することが困難な、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の方に安否確認及び緊急時の連絡に便利な通報システム等を貸与します。

*サービスの内容

安否確認に必要なセンサーをドア・テレビ・冷蔵庫等に取り付け、24時間態勢で受信センターが見守り、また、ボタンを押すだけで受信センターに連絡が出来る通報システムを貸与します。救急時にはセンターが119番通報してくれます。

*利用料

1ヶ月2,800円＋消費税（前年度町県民税非課税世帯は300円＋消費税）

■日帰り介護（デイサービス）事業

介護保険が適用にならない高齢者の方に、老人保健施設への通所により入浴等のサービスを提供し、心身機能の維持向上並びに家族の負担の軽減を図ります。

*サービスの内容

入浴サービス・健康チェック・送迎サービス

*利用料金

利用期間は6か月を限度とし週一回の利用・利用日時等は実施機関と協議。入浴サービス・健康チェック・送迎サービスで自己負担1,000円。給食サービスは自己負担。

■外出支援サービス事業

下肢が不自由で、一般の公共交通機関の利用が困難なため、病院などへの通院が不自由な、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の方に対し、「利用券」を交付し、外出の支援を行います。

*サービスの内容

年1回4月に、「利用券」を交付します。医療機関への通院などのためにタクシーを利用した場合、利用券が使用でき、料金が半額程度となります。1か月片道4回まで。

■配食サービス事業

ひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等の方や身体障がい者の方で食事の調理が困難な方。

*サービスの内容

利用者の希望により月～金まで栄養バランスのとれた昼食を提供するとともに配達の際に声をかけ安否を確認します。（ボランティア配食とは違いますので、ご注意ください。）

*利用料金

一食300円

■寝具洗濯乾燥消毒事業

寝具の衛生管理が困難な概ね65歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯の方等に寝具の洗濯及び乾燥消毒を提供します。

*サービスの内容

寝具の乾燥・消毒・洗濯（丸洗い）年2回程度

■生きがい活動支援通所事業

老人憩いの家「富士見荘」及び「ふれあい交流館」にて通所可能な概ね65歳以上の高齢者に、趣味活動や健康維持のための運動や楽しい遊びを通して、生きがいを持っていただく場を提供し、閉じこもりを予防します。

*利用日時（祝日・年末・年始を除く）

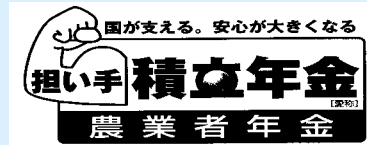
老人憩いの家富士見荘	毎週木曜日	10:00～15:00
ふれあい交流館	毎週金曜日	10:00～15:00

以下の事業も実施しております。詳しくは、町健康福祉課へおたずねください。（いずれも町健康福祉課への申請が必要です。）

◆紙おむつ給付事業 ◆高齢者家庭介護者助成事業 ◆ときめき未来倶楽部事業 ◆老人保護措置事業

■問合せ先 町民生部健康福祉課 ☎81-1830

新しい農業者年金制度に 加入しませんか



農業者の方なら広く加入できます

国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や家族従事者も加入できます。脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は将来年金として受け取れます。

旧制度（平成13年12月末まで）の加入者で特例脱退した方も、60歳未満であれば加入できます。

1 少子高齢化に強い年金です

自分が積み立てた保険料とその運用実績により将来受け取る年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。保険料など年金資産は、農業者年金基金が安全かつ効率的な運用を行います。

また、毎年6月末までに「不利通知」で個人ごとの積立・運用状況をお知らせいたします。



2 保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金の目標に向けて、自分で保険料を決められます（月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由選択）。農業経営の状況や老後設計などに応じて、いつでも見直すことができます。

3 終身年金で、80歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。



4 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額（12万円から80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税（支払った保険料の15～30%程度）につながります（民間の個人年金の場合は控除額の上限は5万円です）。また、保険料などの年金資金の運用益は非課税です。

さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金の合計額が120万円までは、全額非課税となります。

5 農業の担い手には、手厚い政策支援（保険料国庫補助）があります

60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれ、かつ、認定農業者で青色申告をしているなど、一定の条件を満たす方は、基本となる保険料（2万円）のうち、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

国庫補助額とその運用益は、個人ごとに積み立てられ、原則65歳から特例付加年金として受給できます。

特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが経営継承の時期について年齢制限はありません。

自分で積み立てた分は、65歳から農業者老齢年金として受給することができますので、65歳から農業者老齢年金を受給しながら農業を続け、本人の体力などに応じて、特例付加年金の受給時期を決めることができます。



旧農業者年金の経営移譲年金を受給申請される方へ

申請は65歳の誕生日の前々日までですが、受給申請の書類作成には日数がかかりますので早めに手続きをしてください。また、受給開始後農地の売却・用途変更等すると、年金の一部が受けられなくなる場合があります（一部適用除外がある）ので、経営移譲をするにあたり、受給を開始しようとする年齢の1年以上前に農業委員会に相談してください。

■問合せ先 壬生町農業委員会 ☎81-1875

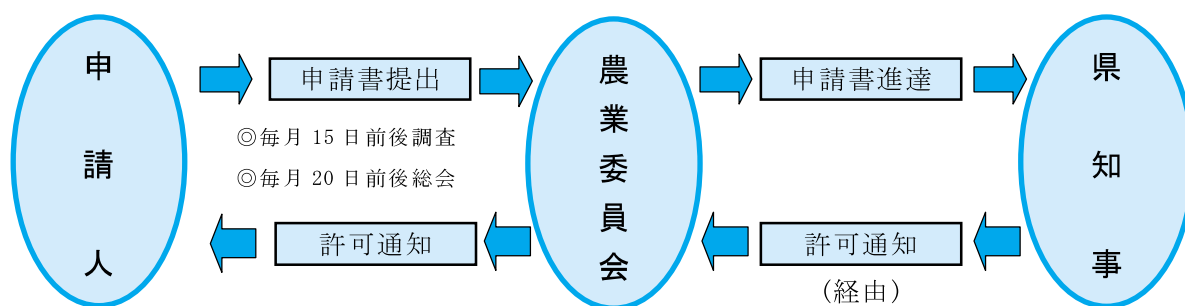
農地の転用には許可が必要です！

《農地転用とは》

- ・ 田や畑などの農地を、住宅や事務所・駐車場・資材置場・道路・山林など農地以外の用途に転換することをいいます。
- ・ 砂利採取や赤玉土の採取、工事などで一時的に農地を資材置場等として使用するときも農地転用になります。

《許可申請の手続きについて》

- ・ 転用許可申請の手続きについては、農業委員会へ事前に相談してください。
- ・ 農業委員会に申請書を提出しますと、農業委員会は書類審査と現地調査を行い、農業委員会の総会で決定して、意見を附して県知事へ進達し、県の審議を受けて許可になり次第、農業委員会を経由して申請人に許可証を交付します。



※ 毎月「10日」が申請書の締切日で、休日・祝日の場合は、その日の直前の平日です。

《許可なく転用したら》

- ・ 無断で転用した場合は、農地法違反となり、工事の中止や原状回復などを命ぜられることがあります。これに従わない場合には、罰則として3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられる場合があります。(農地法第92条)

遊休農地を解消しましょう！

近年、遊休化した農地が多く見られます。農地の遊休化は食糧生産の障害となるばかりでなく、長年の放置による病虫害の発生や不法投棄の誘発などにより、近隣に迷惑をかけることにもなります。自ら耕作できない農地は他の農業者に貸す・譲渡することを考えて、遊休農地が発生しないようにしましょう。

また、もし耕作できる方が見つからない場合も、農地所有者の最低限の責任として、草木の伐採・病虫害の駆除を行って、近隣に迷惑がかからないようにしましょう。

12月 は市町村税徴収強化月間です

全県下一斉の取組

納税の公平を保ち、税収の確保を図るため、12月を「市町村税徴収強化月間」として、県と各市町の協力により、全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

三位一体改革と税源移譲

今年度、国と地方の三位一体改革により国庫補助・負担金が削除され、その分が所得税（国税）から住民税（地方税）として移し替えられました。しかし、財源だけではなく税源の移譲なので、住民税の収入率が低いと町への歳入は少なくなってしまう。（※住民税が増えた分、所得税は減っています。）

このことは、今年度の町の歳入に占める町税の割合が、昨年度までと比べて大きくなったことを意味しています。

税収が当初の見積額を下回り予算額が確保できなくなった場合、予定していた事業が行えなくなったり、必要な住民サービスの提供に支障をきたすことにもなりかねません。

一人ひとりが町を支える

自主財源である税収を確保することは、地方自治・地方分権を推進することにつながります。これからは、納税者の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うことになります。国ではなく、納税者である皆さんが自分たちの町を支えていくことになるのです。

自主的な納付

町や県では、納税者の皆さんの自主的な納付を期待していますが、期限を過ぎても納付がない場合は「滞納」状態となるので、止むを得ず財産の滞納処分（差押・公売など）をしなければなりません。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所を訪問することや、自動車差押のためのタイヤロックをすることもあります。

しかし、滞納処分は税を徴収するための手段であって、それ自体が目的ではありません。滞納処分をしなくても税収が確保できるよう、皆さんの自主的な納付をお願いします。

町では滞納解消に向け、次のような取組を行っています

納税相談 町税等を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

納税催告 納期限を過ぎても納付がない方に対し、催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

財産調査 滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

給与調査 滞納者の給与を差押するため、勤務先に対し給与の調査を行います。

差押処分 土地や建物などを所有している滞納者に対し、差押を行います。差押後も納付にならない場合は止むを得ず、差し押さえた財産の公売を行うことになります。また、預貯金や生命保険、給与のほか、自動車なども差押の対象になります。

壬生町役場総務部税務課収税係
栃木県地方税滞納整理推進機構

問合せ先 町総務部税務課収税係 ☎81-1816

11月は「ねんきん月間」です！

「世代と世代のささえあい」で成り立っている公的年金のしくみを、年金月間にちなんでもう一度考えてみましょう。現役時代から老後までの長い間には、予測できない事柄がいろいろとあるものです。国民年金などの公的年金は、誰にとってもやがて訪れる老後の生活のささえとなる65歳からの老齢基礎年金だけではなく、病気や怪我等で障がいが残った時の障害基礎年金や、生計を維持している方が亡くなられたときの遺族基礎年金等があります。

その給付は、自分の納めている保険料が今の高齢世代を支え、自分たちが年老いたときには次の世代の納める保険料によって支えられるようになる【世代間扶養のしくみ】によって成り立っています。

年金制度の給付について、ご案内いたします。

(1) 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、大正15年4月2日以降生まれの方が次の受給資格期間を満たした場合に、原則として65歳から支給されます。

■受給資格期間 次の期間の合計が25年以上必要です。

- 国民年金の保険料を納付した期間
- 保険料の免除又は納付特例を受けた期間
- 合算対象期間（任意加入できる方が加入しなかった期間）
- 昭和36年4月以後の厚生年金や共済組合の加入期間
- 第3号被保険者期間

※合算対象期間 次の期間（カラ期間）は、受け取る年金額には反映されませんが年金受給資格期間として合算されます。

- ・厚生年金や共済組合の加入者の配偶者で、昭和36年4月から昭和61年3月までのうち国民年金に任意加入しなかった期間
- ・平成3年3月以前に20歳以上の学生で任意加入しなかった期間
- ・昭和36年4月以降、厚生年金の脱退手当金を受けた期間
- ・昭和36年4月以降の20歳から60歳までの間、海外に居住していた期間

■年金額（平成19年度）

老齢基礎年金の額は、年額792,100円ですが、毎年物価スライドにより変動します。この額は、20歳から60歳になるまでの40年間又は年齢に応じた加入可能年数のすべての期間に保険料を納付した方が、65歳から受けられる金額です。

保険料を納付した期間が加入可能年数より少ない場合には、次の式で計算した額となります。

$$792,100円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{全額免除月数} \times 1/3 + \text{半額免除月数} \times 2/3 + 1/4 \text{ 免除月数} \times 5/6 + 3/4 \text{ 免除月数} \times 1/2}{40年 \times 12月 (480月)}$$

■繰上げ支給

老齢基礎年金の支給開始年齢は原則として65歳からですが、希望により60歳から支給を受けることができます。しかし、この場合の年金額は65歳から受けられる年金額に支給年齢に応じた支給率を乗じた額となり、生涯減った額で受け取ることとなります。繰り上げて受給すると特別支給の老齢厚生年金は支給停止になり、病気や怪我等で1・2級の障がいにかかっても障害基礎年金を受給することはできません。

■繰下げ支給

老齢基礎年金の支給開始年齢を延ばして、66歳以後に受給することができます。支給を繰り下げた方の年金額は、65歳から受ける年金額に支給率を乗じた額で増額されます。

老齢基礎年金年齢別支給率						【昭和16. 4. 2以降生まれの方】
繰上げ受給年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	請求月から65歳になるまでの月数ごとに0.5%の減額率
支給率	70%	76%	82%	88%	94%	
繰下げ受給年	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	66歳以後の1ヶ月ごとに0.7%の増額率（142%上限）
支給率	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%	

(2) 障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金の加入中（又は老齢基礎年金を受けていない60歳以上65歳未満で国内在住中）や20歳前の病気や怪我で一定の障がいの状態になってしまった場合に、支給される年金です。

■対象となる方

- 国民年金の被保険者期間に初診日がある方
- 国内に住所があり、厚生年金や共済組合に加入していない60～64歳の期間に初診日がある方
- 20歳前に初診日がある方

■受給の条件

《障害認定日による請求》

- 国民年金法で定める障害等級「1級」又は「2級」の障がいに該当していること
- 障害認定日が20歳前にある場合、20歳に達したときの障がいの程度が「1級」または「2級」に該当していれば支給されます。ただし、本人の所得制限があります。
- 障害認定日が20歳以後にある場合は、障害認定日に障害等級に該当しているとき
- 初診日の前々月までの加入期間のうち、国民年金保険料納付期間と免除（学生納付特例・若年者猶予を含む）期間及び厚生年金や共済組合に加入していた期間の合計が2/3以上あること

※ただし、この2/3以上の納付要件を満たしていなくても、初診日が平成28年3月31日以前にあるときは、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ該当する場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

※障害認定日とは、その障がいの原因となった病気や怪我の初診日から1年6ヶ月たった日か、それ以前に症状が固定した時は、その日になります。

《後で障がいの症状が重くなったための請求》

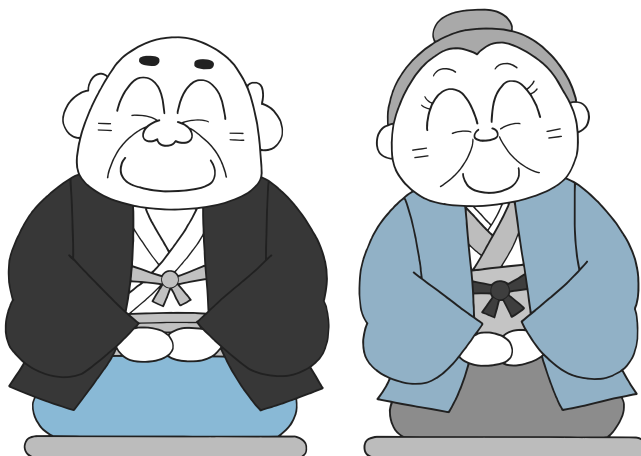
- 65歳までに障がいが重くなり、障害等級表に該当する状態になったとき（事後重症）
- 新たな病気や怪我により、その基準傷病の障害認定日から65歳になるまでに、前の傷病と併せて初めて障害等級表に該当したとき

■年金額（平成19年度）

1級障害	990,100円
2級障害	792,100円

障害基礎年金を受けられるようになったとき、その方に生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子、又は20歳未満で障がいの状態が1級・2級の子がいる場合には、子の数に応じて加算があります。

加算対象の子1人につき（2人目まで）	227,900円
加算対象の子1人につき（3人目以降）	75,900円



(3) 遺族基礎年金

国民年金の加入中の方や老齢基礎年金の受給資格を満たした方が亡くなった時、次に該当する方によって生計を維持されていた子のある妻又は子が受ける年金です。子がいることが必要で、子の人数に応じた額の遺族基礎年金が受給できます。

■対象となる方

- ①国民年金の被保険者
- ②国民年金の被保険者だった方で、国内に住所のある60～64歳の方
- ③老齢基礎年金の受給権者
- ④老齢基礎年金の受給資格期間（25年以上）を満たしている方

※子とは、18歳到達年度の末日までの子、または国民年金法で定める障害等級表1級・2級の状態にある20歳未満の子

■納付要件

上記の①又は②に該当する方が死亡した場合で、その方が死亡した日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その期間のうち保険料を納めた期間と免除（学生納付特例・若年者猶予を含む）期間が3分の2以上あることが条件です。

ただし、死亡した日が平成28年3月31日以前であるときは、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ該当します。

■年金額（平成19年度）

妻の受ける年金の額	妻と子1人の場合	1,020,000円
	子2人	1,247,900円
子が受ける年金の額	子1人の場合	792,100円
	2人	1,020,000円

国民年金第1号被保険者の独自給付に寡婦年金・付加年金・死亡一時金があります。

(4) 寡婦年金

第1号被保険者として、保険料を納めた期間と免除期間の合計が25年以上ある夫が亡くなった場合、夫の死亡当時、夫に生計を維持され、かつ、婚姻期間が10年以上継続していた妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます。

受給額は、夫が受け取れるはずであった老齢基礎年金の3/4です。

※死亡した夫が老齢又は障害基礎年金の支給を受けていた場合は支給されません。

(5) 付加年金

付加保険料400円（月額）を上積みして納めた方は、次の額が基礎年金の年金額に加算されて支給されます。2年間付加年金を受け取れば、納めた保険料分がもらえることになります。第3号被保険者や国民年金基金加入者の方は納付できません。ただし、農業者年金加入者の方は必ず納付しなければなりません。

■年金額 200円×付加保険料を納めた月数

(6) 死亡一時金

第1号被保険者として死亡月の前月分までの保険料を死亡日前に3年以上納めた方が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けないまま死亡し遺族基礎年金を受けられない場合、死亡した方に生計を維持されていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）に納めた月数によって死亡一時金が支給になります。

■年金額	36月以上180月未満	120,000円
	180月以上240月未満	145,000円
	240月以上300月未満	170,000円
	300月以上360月未満	220,000円
	360月以上420月未満	270,000円
	420月以上	320,000円

◎問合せ先

●栃木社会保険事務所 年金給付課

☎22-4134

●町民生部保険環境課国民年金係

☎81-1827

11月は児童虐待防止推進月間です

きこえるよ 耳をすませば 心のさけび

子どもたちを児童虐待から守るために、町では、壬生町要保護児童対策地域協議会を組織し、要保護児童の早期発見やその適切な保護を図っております。

子育てについて、不安を持っているときは、ひとりで悩まずに、電話による子育て相談をご利用ください。

○テレホン児童相談

☎028・665・7788

しつけのつもりでも、殴る、蹴る、激しく揺さぶる等は、身体的虐待になります。また、言葉による脅しや無視、兄弟間の差別的扱いも、心理的虐待になります。

「おかしい」と感じたら、

迷わず県南児童相談所（☎

24・6121）または、町健

康福祉課（☎81・1831）

に連絡ください。



○あかちゃんすくすくテレフォ

☎028・623・4152

乳幼児の授乳、離乳食、食事、病気、遊び、言葉の発達、しつけ、予防接種などの悩みの相談にのります。

「保健師・看護師等による相談」

月～土曜日

午前10時～午後5時

「医師による相談」

木曜日 午後2時～午後4時

○とちぎ子ども救急電話相談

☎028・600・0099

子どもの急な病気やケガに関する家庭での対処方法などを看護師がアドバイスします。

「看護師による相談」

毎日 午後7時～午後11時

※プッシュ回線、携帯電話の場合は局番なしの「#8000」

でご利用いただけます。

新しく「ときめき未来倶楽部事業」教室が開講しました

「ときめき未来倶楽部事業」教室が、稲葉・南犬飼・壬生地区の3ヶ所で開講しました。

元気で前向きに生活して行きたいという意欲にあふれた方々を対象に、自分の「明日」や「未来」を見つめていただけるようにと、壬生町が今年度から新たに行う事業になります。

「運動機能の向上」「食を考える料理教室」「介護予防についての講話」等、総合的に学ぶことにより、今まで以上に、自分の健康や介護予防に対する考え方をより良い方向へ見つめ直していただけるように、これから各地区10回に渡って開催されます。

また、効果測定や今後の目標設定などを考えることにより、この教室で終わることなく、健康維持を自分のペースで継続し、この経験を地区やグループでの活動に生かして、皆様の周りの一人でも多くの高齢者の方々と共に元気にしていただく第1歩と考えています。



スポーツ

決勝戦

10 TOP^{トップ} (1-1) 壬生FC
(4 PK 3)

成績

優勝 10 TOP

(代表 河村洋佑)

準優勝 壬生FC

(代表 中島義家)

MVP

河村洋佑 (10 TOP)

永井隆文 (壬生FC)

23rd MIBU ナイターサッカー

(9月30日, 10月4・5日
町総合運動場)

壬生町老人クラブスポーツ大会

10月11日、壬生町老人クラブ連合会(橋本佐一会長)主催による第30回スポーツ大会が、町総合運動場にて開催されました。

参加したのは57老人クラブの会員約1100人で、延べ参加人数は1300人を超える町最大の老人のスポーツ大会です。神永副町長や小菅町議会議長など来賓あいさつのあと、神永昭次さん(稲葉地区代表)の力強い選手宣誓で競技が始まりました。

競技は、輪投げ競走・スプーンリレー、新婚旅行、宝探し競走といった高齢者向けの趣向を凝らした種目で、出場者は真剣な表情で、応援席からは拍手が秋空の会場に響いていました。

※壬生町老人クラブ連合会には、60歳以上であればどなたでも入会できます。詳しくは、町老人クラブ連合会事務局(町社会福祉協議会事務局内) ☎82-7899まで。



さまざまな種目に挑戦



神永昭次さんによる選手宣誓



10TOPのみなさん

「みぶ」まちづくり「住民会議」活動報告

町の公共施設を訪れて

今年4月にスタートした「第2期みぶ」まちづくり「住民会議」(阿久津久雄会長)の活動も、ちょうど半年を経過し、現在は、「保健福祉グループ」「教育文化グループ」「産業振興グループ」の3グループに分かれ、積極的に活動しています。

その活動の一環として、町の現状を把握し、今後の話し合いをより効果的なものとするため、10月13日(土)にグループ合同で町の公共施設の見学勉強会を実施しました。

今回は「清掃センター」、「環境センター」、「北部処理場」及び「中央配水場」など、町民の暮らしを支えていく上で欠かすことのできない生活環境分野の施設を中心に訪れ、各施設担当者からの施設概要や今後の課題等についての説明に熱心に聞き入り、積極的な意見交換を行いました。



北部処理場(下水道)



中央配水場(上水道)

見学施設の中には、今まで知らなかった施設や、知ってはいてもその設備内容や機能がよく分からなかった施設もあり、参加者にとっては、非常に有意義で貴重な勉強会となりました。

今後も、今回の勉強会で満足することなく、「町の貴重な文化遺産・史跡」や「教育・福祉関連施設」等の見学勉強会を、随時、実施していく予定です。

そして、「誰もが住みやすいと感じるまちづくり」の実現を目指し、会員自らが、様々な情報を吸収しながら知識を高めていくとともに、町政に一つでも多くの提言が生かされるよう取り組んでいきます。

問合せ先 町総務部企画財政課

☎81-18813

まちのわだい



◆第6回みぶ蘭学通りまつり開催◆

10月21日、蘭学通りを会場に、「第6回みぶ蘭学通りまつり」が開催されました。

当日蘭学通りは関所などが設置され、昔の衣装を着て売店の売り子をするなど、江戸時代の様子が再現されました。

また、琴の演奏や野点、和風の展示、円仁太鼓、人力車の運行などの昔からの日本の文化を楽しむ催しの他、かんぴょう長巻き大会、壬生中吹奏楽部の演奏会、ゲームコーナーなど、数多くの催しがありました。

訪れた人たちは、写真を撮ったり、ゲームに参加したりと、秋晴れの日を楽しく過ごしていました。



今年は47m、52mのかんぴょう巻きを作りました



通りには関所などが設置されました



わらじ飛ばしなど、ユニークなゲームも

◆睦小学校で学校移動博物館開催◆



十二単で気分は平安貴族



鎧や鉄砲に子どもたちは興味津々

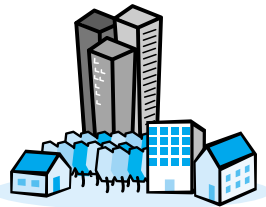
10月16日から19日まで、睦小学校で栃木県立博物館主催の「学校移動博物館」が開催されました。これは毎年県教育事務所ごとに管内の小中学校の1校を県立博物館に推薦して実施しているものです。

17日体育館に全校児童（376名）が集合し、^{じゅうにひとえ}十二単と^{よろい}鎧の着付けを行いました。十二単は、代表で6年生の大越さんが博物館の学芸員さんの協力を得て着付けを行いました。^{うちぎぬ}打衣、^{おもてぎ}表衣、^{からぎぬ}唐衣といった平安貴族の正装の着付けを見学しながら、昔の貴族は夏でもこの服装だったことなどの説明を受けると驚いていました。大越さんの感想を聞くと、『大変重い』ということで、12kgもあるということでした。

鎧の着付けは6年生の男子と男の先生が代表で行いました。児童が着たものは鎌倉時代のもの、先生が着たものは戦国時代のもので、武器が弓から鉄砲へと変わり、身を守るために材質が金属になったことなどの説明があり、児童たちは興味深そうに聞いていました。

17日、18日の2日間、学年ごとに展示された土器や標本などの説明を学芸員から受けました。体験学習では、火起こし体験や石うすで引いた黄な粉づくりなどが行われました。

まちのわだい



◆第8回下稲葉コスモス街道花まつり◆

10月15日、下稲葉花祭り実行委員会（田邊正会長）主催の「第8回下稲葉コスモス街道花まつり」が国道352号と農免道路の間の畑約5万㎡を会場に開催されました。

開会式が終わった後、コスモス畑をバックにしたステージでは、地元メリーランド保育園の琉球國祭り太鼓の披露や生バンド演奏、歌謡ショー、空クジなしの大抽選会が行われました。メイン会場の各種模擬店では、地元老人会のとん汁や下稲葉消防団の飲食店など多数が立ち並び、地場産野菜やきのこの直売なども多数出店し、大勢のお客で賑わいました。また、無料配布としてヤマモモの苗木やかんぴょう、いちごの生ジュースなどにも多数のお客さんが並びました。

今年もロータリークラブの協賛による大型の熱気球が、青空とコスモス畑によく映えていました。訪れた人たちは、熱気球の順番待ちをしたり、オレンジ色に咲き乱れたコスモス畑の中で花を摘んだり、花や気球をバックに写真を撮ったりしていました。



会場には熱気球が上がりました



家族でコスモスを楽しむ姿が多く見られました

◆下稲葉コスモス街道花まつりの会場を 保育園児たちが一足早く観賞◆



きれいなコスモスに園児たちは大喜び



10月10日、次の日曜日に開催される下稲葉コスモス街道花まつり会場のコスモスを、まつりの実行委員会が保育園児たちをトラクターのトレーラーに乗せて披露しました。

いなば保育園とメリーランド保育園の園児たちは、保育園から下稲葉の会場まで歩いてやってきて、満開のキバナコスモスの前に立つ自分たちで製作した案山子(かかし)の前で記念撮影をしました。その後、順番に大型トラクターに牽引されたトレーラーに乗って、コスモスを上から見下ろすように、ゆっくり見学しました。

トラクターは、近くのさつまいも畑まで園児を運んでいき、そこには、まつり実行委員会のメンバーたちが焼き芋を作って待ちっていました。園児たちはおやつの焼き芋を、秋風の吹く中でたくさん頬ばっていました。

◆藤井小学校で薬物乱用防止教室を開催◆

10月12日、藤井小学校で「平成19年度薬物乱用防止教室」が行われ、3年～6年の児童に加え、保護者の希望者が参加しました。

今年は栃木県立がんセンター呼吸器科内科の医師 神山由香理先生を講師に迎え、たばこの害についての講演がありました。

神山先生は他の学校でも講演をされている方で、児童にも分かりやすい言葉や例を示してたばこの害についての説明を行いました。

喫煙者と非喫煙者の双子の写真で、たばこを吸うと老化が早くなるといった事例、たばこに含まれる有害物質の説明、たばこ（ニコチン）依存症についての話など、たばこを吸わないように呼びかけを行いました。

児童たちからは「絶対にたばこは吸わない」といった言葉が聞かれました。



子どもたちは興味を持って講演を聞いていました

◆藤井小学校全校児童で稲刈り体験◆



鎌を使っての稲刈り作業

10月22日、藤井小学校全校生徒（46人）で稲刈りを行いました。

朝、まず1年から3年生までが田んぼに集合して、地主の篠原正利さんからのこぎり鎌の使い方の説明を聞き、5月9日に全校生徒で田植えした田んぼ（約500㎡）で、低学年の子どもたちが一人2本の稲の列の刈り取りを行いました。今年が初めての体験の1年生たちは慎重に鎌を使っていましたが、上の学年の児童ほど素早く刈って自分の後ろに並べていました。そして次の授業では、高学年の児童たちが残りを刈り、刈った稲をコンバインまで運んでの脱穀の作業を行いました。

篠原さんの協力による稲作体験は、18年継続してきており、昨年までは古代米の稲を田植えと稲刈りしてきました。今年は普通の米ですが、隣の田んぼにはひときわ背丈の高い黒っぽい古代米がもうすぐの収穫を待っていました。今年もこの米を使って学校の行事で地域の高齢者に振舞う「山菜おこわ」の材料として使う計画だそうです。

◆いなば保育園・稲葉小学校でさつまいもの収穫会◆

10月18日、稲葉小学校といなば保育園合同で、「なかよし農園」のさつまいもの収穫を行いました。

参加したのは稲葉小学校の3年生24人といなば保育園のばら組（5歳児）14人で、6月に自分たちで苗を植えたさつまいもを収穫しました。

園児・児童たちは、いなば花と緑の郷づくり協議会、地元町会議員、農業委員、マミーポットなどの方々に手伝いをしてもらい、たくさん収穫をしました。

稲葉小学校といなば保育園の中間にある「なかよし農園」は、三上貞次さんからお借りしている5アールほどの畑で、収穫したさつまいもの大きさは自分の頭ほどもあるものがいっぱいありました。

いもほりの後には、ちょうど焼きあがったばかりの焼きいもが用意されていて、子どもたちは熱々の焼きいもをほおばっていました。

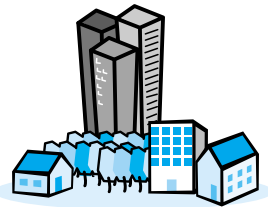


大きなさつまいもにっこり



がんばった後はやきいものご褒美

まちのわだい



◆消費者友の会設立30周年記念式典開催◆

10月4日、壬生中央公民館研修室において、壬生町消費者友の会（栗原芳子会長）の設立30周年記念式典が行われました。

式典では、栗原会長から消費者友の会の活動の説明、関係者へのお礼などの挨拶がありました。

続いて、永年にわたり役員として活動してこられた方に感謝状が贈呈されました。

清水町長、小菅町議会議長をはじめとする来賓の方々からの祝辞、30周年のあゆみの報告があり、会員から栗原会長への花束の贈呈が行われました。

式典の後は、県環境森林部環境森林政策課の職員を講師に迎えて「地球環境はあなたとわたしの足元から」という演題で記念講演がありました。



永年活動してこられた方に感謝状が送られました

◆遊休農地が色とりどりのコスモス畑に変身！◆



コスモス畑の前でポーズをとる羽生田小の児童

羽生田地区の夢・はにしの里協議会（杉山恵一会長）では、今年度から地域ぐるみで農地や水を守る共同活動や環境保全活動を実施する「農地・水・環境保全向上対策事業」に取り組んでいます。写真のコスモス畑は、景観形成事業として約32アールの遊休農地を借り上げ、遊休農地改善実験農場として8月中旬に除草・整地し種子をまいたもので、10月上旬から咲き始め中旬にはほぼ満開となり、地元の方や通行者の目を楽しませてくれました。

10月19日には、羽生田小の1年生及び2年生13名が生活科の授業でコスモスの花を観察しながら、コスモス畑の中の散策路でかくれんぼをして楽しいひとときを過ごしました。

この事業は、羽生田地区で平成23年度まで5カ年継続で実施されます。コスモスの花は終わってしまいましたが、今年秋に種子をまいたポピーや植えつけたあじさい、あやめなどが来年春から初夏にかけて咲きますので、羽生田各地を散策してみてもいいかもしれません。

◆宮本恵さん全国障害者スポーツ大会で優勝◆

第7回全国障害者スポーツ大会・秋田わか杉大会が10月13日から15日までの3日間、秋田県で開催され、むつみの森の宮本恵さんがボウリング少年少女の部で優勝し、10月22日、優勝の報告に町長室を訪れました。

宮本さんは、はじめての会場、レーンで緊張し、1ゲーム目は思うようにスコアが伸びなかったとのことですが、2ゲーム目から調子を取り戻し、2位以下に大差をつけての優勝でした。今回の成績は、女子の部（少年、青年、壮年の年齢区分）全体で見ても3位の成績で、日頃の練習の成果を十分に発揮し、立派な成績を納めました。



◆第17回栃木県民生委員児童委員大会で5名が表彰◆

10月4日、宇都宮市文化会館で開催された「第17回栃木県民生委員児童委員大会」において、次の方々が表彰を受けました。

(敬称略)

○栃木県民生委員児童委員協議会会長表彰

尾川洋子 安田豊治

○全国民生委員児童委員協議会会長表彰

丸山サキ 甫坂 清 荒川ノリ子



安田さん 荒川さん 甫坂さん
尾川さん 丸山さん 清水町長

◆下稲葉宮農集団が農林水産大臣賞を受賞◆



10月9日、さいたま市で行われた「豊かなむらづくり全国表彰」で、下稲葉宮農集団（中嶋正集団長）が農林水産大臣賞を受賞し、10月15日、受賞の報告に町長室を訪れました。

下稲葉宮農集団は、昭和53年に結成され、下稲葉コスモス街道花まつりやシダレザクラの植栽、下稲葉花の郷づくり、そばオーナー制度などの地域活性化に向けた活動を積極的に行っており、今回の受賞となりました。

◆初期消火に協力 3名に感謝状が贈られる◆

10月18日、下野市の石橋地区消防本部において感謝状の授与式が行われ、半井透さん、荒川克己さん、鈴木和夫さんの3名に感謝状が贈られました。

今回感謝状が贈られたのは、10月5日に壬生中央公民館敷地内で発生した建物火災において、初期消火・通報等、消火活動への協力をしたことによるもので、半井さんは第一発見者として、荒川さんは通報・初期消火、鈴木さんは初期消火で感謝状が贈られました。



消防長 半井さん
荒川さん 鈴木さん(奥様)

の 広 場



今回は1月生まれのアイドルを募集します。(締切12月20日)。写真はお返しします。

応募者多数の場合は抽選になることもありますのでご了承ください。

写真裏に住所、氏名、保護者名、生年月日、電話番号を書いて、役場企画財政課（直接或は郵便で〒321-0292壬生町通町12-22）または、稲葉・南犬飼各出張所、生涯学習館へ。



中村花ちゃん (H18.11.30生)
(幸町一丁目)



藤野夏樹ちゃん (H13.7.28生)
優翔ちゃん (H18.11.28生)
(車塚)



福田有里紗ちゃん (H16.6.22生)
莉久ちゃん (H18.11.6生)
(城内)



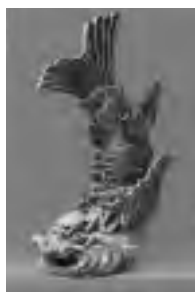
舟橋美優ちゃん (H18.11.23生)
(落合)

歴史民族資料館だより

問合せ先 歴史民俗資料館 82-8544

壬生城の大手御門は、現在の足利銀行駐車場付近にありました。大手御門の絵は城の外側役場方向から望んだ姿を描いています。建物は幅が約13mほどあり、二階建ての櫓門となつています。さらに目を凝らすと、屋根の両端に鯨が描かれていることに気づきます。また門の正面には三日月形の堀がめぐらされているのも大きな特徴です。同書中では、大手御門の景色を「広小路の方より御城の方を眺むるに景色よろし、旅人などは足をとどめ眺めざるものなし。また雪の朝には朝日に輝き一入（格別）の眺めなり」と記されています。役場入り口の交差点が変則的な十字路であるのは、大手御門がかつて存在した唯一の証です。

壬生城鯨



壬生城大手御門



壬生城大手御門

おとごもん

今回は『壬生領史略』に描かれた建物や風景について紹介していきます。現在、壬生城に関わる建物は現存していませんが、同書中には壬生城の大手御門をはじめ、今日では見ることのできない、貴重な姿が数多く描かれています。

シリーズⅢ
『壬生領史略』に記された文化財

みんな



桑川恭一郎ちゃん (H18.11.14生)
(国谷新田)



宇賀神里奈ちゃん (H14.11.6生)
瑠華ちゃん (H17.4.29生)
(至宝町南)



井澤美晴ちゃん (H14.11.13生)
陽菜ちゃん (H16.10.15生)
(安塚三)



山越悠花ちゃん (H18.11.25生)
(安塚二)



酒巻威吹ちゃん 酒巻つぐみちゃん 海老原快ちゃん
(H14.5.9生) (H18.11.20生) (H13.4.4生)
(落合) (宇都宮市)



熊谷大哉ちゃん (H17.11.8生)
(県営壬生住宅)

介護予防事業『筋力アップ教室』が始まりました！

『筋力アップ教室』は、日常生活の中での運動習慣の定着を図り、高齢者ができる限り要介護状態になることなく健康で生き生きとした生活を送れることを目的に、健康運動指導士の指導の下に実施しています。

今回は、10月11日から12月13日までの計10回コース(定員10名)で、70歳代を中心に8名の方が、「特定高齢者」(注1)と決定されて参加しています。

第1回目には、「理学療法士・健康運動指導士・保健師・ボランティア」による評価・測定等を実施し、2回目以降、各人に合った個々のプログラムを提供していきます。

教室では、簡単な運動具「セラボール・セラバンド」を使用し、衰えた筋力のアップを図りながら、自宅でも無理なく運動を継続することができるように行きます。また、同じ目的を持った仲間とのコミュニケーションが高まり生活の意欲へとプラスに働くのではないかと考えています。

町では、この教室の他に「社会福祉法人 栃の木会・社会福祉法人 敬和会」の2事業者に委託して、特定高齢者には「マ

シーンを使った筋力アップ教室」を実施しております。
なお、特定高齢者の把握事業として「地域包括支援センター」の職員が自宅を訪問させて頂いており、訪問の際にはご協力をお願いいたします。

(注1)
現在は生活が自立していても、今後、介護を受ける状態になるおそれの高い高齢者(65歳以上)のことを指します。
なお、特定高齢者であるかどうかは、基本健康診査などを基に判断します。



六美ふれあい農園で 第1回収穫祭開催

10月20日、六美町のふれあい農園で、第1回ふれあい農園収穫祭が行われました。

壬生町母親クラブ（小牧敦子会長）を主体に実行委員会を組織し、町内の子育て関係の各サークルに呼びかけたもので、大人50名を含む一〇〇名の親子の参加者がありました。

親子でさつまいものいもほりをした後は、いもを収穫した畑にお宝（カプセル）を埋め、親子でお宝を探してのおもちゃセットの引き換えをしました。また、農耕車の試乗体験、さつまいもで作ったいも版のスタンプ押し、最後に参加者全員で焼きいも、いも汁、いも天などによる会食をしました。

土曜日のため、お父さんも多数参加があり、いもの蔓きりや片付けなど協力をいただきました。

会食に出た焼きいもは朝早くからスタッフが石焼の機械で焼いた本物の石焼きいも、いも汁はこの農園でとれた野菜で作ったもので、秋晴れの下で食育と農業体験の充実した一日でした。



親子でさつまいもほりを楽しみました



いもほりの後はいも版作りなどを行いました

寄付

◆社会福祉協議会へ

（○数字は寄付回数）

中川淳様¹⁷ 5千円

ふれあいカラオケ教室様²⁰

1万8千953円

壬生町商工会女性部様¹⁸

5千627円

壬生町文化協会・歌謡部会様⁵

2万7千745円

壬生町青少年健全育成実施委員

会部会様⁴ 6千874円

壬生町女性会様²⁵ 1万円



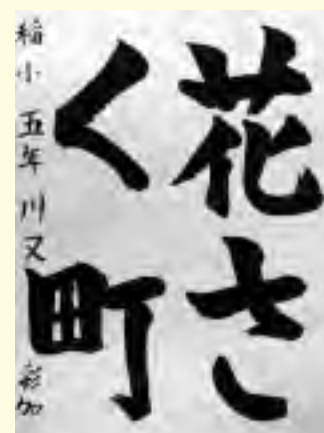
絵画「がんばったたま入れ」



稲葉小2年^{しゅん}
川瀬 俊



稲葉小5年^{さやか}
川又彩加



◆町へ

10月29日、壬生町消防団第1分団親睦会様から、社会福祉に役立てて欲しいと、1万9千円の寄付がありました。

JAしもつけ壬生地区営農経済センター様⁷ 1万4千675円

連合栃木下都賀地域協議会様¹

3万円

壬生町老人クラブ連合会様³⁸

8万7千円

壬生町ひまわり会様¹⁹ 3千円

壬生町陶芸クラブ様¹⁹ 1万円

まちのうごき

11月1日現在

総人口	39,914 人 (22)
男	19,584 人 (23)
女	20,330 人 (△ 1)
世帯数	13,951 世帯 (12)
	() 内は前月比

12月の納税等

- 固定資産税・都市計画税 (3期)
 - 国民健康保険税 (6期)
 - 介護保険料 (普通徴収・6期)
- 納期限 12月25日